|  |
| --- |
| **新世紀人文学研究会会則****（規程集）** |

**【附則】**

**『新世紀人文学論究』の刊行について**

**『新世紀人文学論究』編集委員会規程**

**『新世紀人文学論究』査読規程**

**『新世紀人文学論究』論文投稿規程**

**『新世紀人文学論究』投稿原稿作成要領**

**新世紀人文学研究会**

**新世紀人文学研究会会則**

**（規程集）**

**第１条**　名称：本会を新世紀人文学研究会と称する。英文表記は　Society of New Century Humanities とする。

**第２条**　目的：本会は自由と民主を基調とし、人文科学の進展と言語文化、歴史、文学方面の研究・教育者の育成をはかり、学際的、国際的な連携をはかることを目的とする。

**第３条**　事業活動：本会は上記目的の達成のため、以下の活動を行う。

　　　⑴　研究誌『新世紀人文学論究』（Studies of New Century Humanities）の刊行。

　　　⑵　研究会、研究大会の開催。

　　　⑶　その他、必要な活動。

**第４条**　会員：本会の会員は次の通りとする。

　　　⑴　会員：本会の目的、事業活動の趣旨に賛同する者。

**第５条**　入退会：会員を希望する者は、入会手続きを行う。また退会を希望する者は、事務局に申し出るものとする。当面は会費を徴収しないこととする。

**第６条**　会員の権利：会員は研究誌の配布を受けると同時に、投稿の資格を有する。その他本会が行う活動に参加することができる。

**第７条**　役職：本会に次の役職をおく。

　　　　会長：１名

　　　　副会長（会長補佐、代理）：１名

　　　　事務局長（総務委員長）：１名

　　　　研究会委員長：１名

　　　　研究誌編集委員長：１名

　　　　委員：必要数

　　　　会計監査：２名

　　　　顧問：必要数

　　会長は役職者からなる委員会が委員の中から選出する。副会長は会長が会員の中から必要数を推薦し、委員会で決定する。

　　委員の選出方法については別に定める。

　　各委員長は会長が委員の中から推薦し、委員会で決定する。必要に応じて副委員長は委員長が会員の中から推薦し、委員会で決定する。

　　会計監査は委員会が委員の中から２名を選出する。

　　会長、委員は委員会を組織し、重要事項の審議を行う。

　　会長、委員長は運営委員会を組織し、会の運営方針の立案、会の事業活動の企画立案などを行う。

**第８条**　委員会：本会には次の委員会をおく。

　　研究会・大会委員会

　　研究会誌編集委員会

　　研究会・大会委員会は研究会、研究大会に関する業務を分担する。研究会誌委員会は研究会誌に関する業務を分担する。

　　委員会の委員は第７条に定める委員長が会員の中から必要数を推薦し、委員会で決定する。ただし、その必要性が認められる場合、非会員に委員を委嘱することができる。

　　会長は必要に応じて委員会の議を経て委員会を臨時に設置することができる。

　　委員会運営に際してはこれに定める以外に必要な事項は委員会が定めるものとする。

**第９条**　任期：会長の任期は３年とし、再選を二期までとする。

　　委員の任期は3年とし、再選を三期までとする。

　　会計監査の任期は３年とし、再選は二期までとする。

　　委員長の任期は３年とする。再選は二期までとする。

　　それぞれの任期は8月15日にはじまるものとする。

　　委員は任期途中で欠員になった場合、後任の者の任期は前任者の残任期間とする。任期途中で委員が欠員になった場合、その都度、委員会でその処置を議する。

　　委員への兼職依頼状は所轄機関の届出義務があれば会長名で同時に委嘱を報告する。

**第10条**　事務局：本会の事務局については下記のように設置する。

　　　　 813-8503

 福岡市東区松香台２－３－１

　　　　　九州産業大学国際文化学部　酒井順一郎研究室

　　　　　電話　092-673-5050

 メールアドレス　j.sakai@ip.kyusan-u.ac.jp

**第11条**　会員総会：本会は毎年１会、定例総会を開催する。

　　　２．会長は委員会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

 　　 ３．会員の５分の１以上から議題を示して臨時総会の招集が請求された場合、会長は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

**第12条**　会計：本会の事業遂行に必要な経費は、会費、寄付金、およびその他の収入でまかなわれる。

　２．本会の会計年度は、毎年４月１日にはじまり翌年３月３１日に終わる。

　３．各会計年度の決算は、会員に報告し、かつ翌年度の総会で承認を得なければならない。決算は会計監査によって監査されなければならない。

**第13条**　日タイ言語文化研究会の暫時吸収措置について

　　　　　2013年から刊行を続けて来た日タイ言語文化研究所編『日タイ言語文化研究』（休刊中）を暫時『新世紀人文学論究』に編入する。

**第14条**　会員資格と年会費

　会員は研究会の趣旨に賛同されるかたであれば、誰でも会員になることができる。ただし、大学院生は指導教員の推薦を必要とする。

　会費については、当面の間、徴収しないこととする。ただし、対面の研究会、研究大会については、参加費（資料代）を徴収することとする。

2019年12月15日制定

2021年6月30日修訂

**『新世紀人文学論究』の刊行について**

**刊行の趣旨**

 前身の『指向』(2002-2014)を標記学術誌にあらため再出発し、新世紀の人文科学研究の 開拓を担うことを目的とする。内容は植民地教育史を中心としながらも言語文化、および文学、歴史研究をも視野に入れ、世界人類の融和と知見の交流を深化させ、よって、新たな人文科学研究の領域を開拓せんとするものである。国内のみならず、広くアジア、欧州にもよびかけ、新世紀の人文主義の新思潮、新潮流を構築していくことを宣言する。

**編集・査読体制と質的保証**

編集主幹のほかに他機関から編集顧問、編集協力者を数名委嘱し、投稿、寄稿論文ともに査読を行い、質的にも高い学術誌をめざす。なお、ISSN（国際標準逐次刊行物番号International Standard Serial Number）を取得している。

**投稿規程：使用言語、内容、書式体裁**

完成原稿とし、電子メールでの投稿、寄稿とする。査読後の再提出は原則として一ヶ月以内の 修正が可能な範囲とする。執筆言語は原則として日本語とする。学術論文のほか、研究ノート、 翻訳、書評とする。研究者の近況短信なども収録し、相互交流の場とする。横書き を原則とし、分量は A４用紙で概ね 16 頁を上限とするが、枚数調整を依頼することがある。A4 原稿原版を B5 判に縮小印刷する。

**執筆者**

日本国内、中国、タイ、英国における言語研究･教育者、編集委員、査読委員が推薦する研究論文も採択の対象とする。大学院生は推薦者を必要とする。このほか、依頼論文、寄稿論文を掲載する。

**事務局**

　　　　 813-8503

 福岡市東区松香台２－３－１

　　　　　九州産業大学国際文化学部　酒井順一郎研究室

　　　　　電話　092-673-5050

 メールアドレス　j.sakai@ip.kyusan-u.ac.jp

**『新世紀人文学論究』編集委員会規程**

**１．編集委員会委員の委嘱、構成**

１－１ 本委員会は「新世紀人文学研究」（以下、本誌）の研究分野に関する専門的研究者により構成される。

１－２ 編集委員の任期は原則を 3 年とし、再任、延長をさまたげない。

**２．編集委員会の任務**

２－１ 本委員会は、本誌の編集・刊行を目的とし、そのために必要な作業を編集委員長が中心となって、審議、決定する。

**３．査読委員の委嘱、構成**

３－１ 編集委員の推薦により、本誌の研究分野に関する専門的かつ国際的視野を持つ研究者により構成される。

３－２ 査読委員の任期は原則を3年とし、再任、継続をさまたげない。

**４．査読委員の作業任務**

査読委員は編集委員会の委嘱を受け、編集委員とともに投稿論文を審査する。

**５．編集委員会事務局および発行者**

５－１ 編集委員会事務局は九州産業大学「新世紀人文学論究」編集委員会におく。

５－２ 発行者は九州産業大学「新世紀人文学論究」編集委員会とする。

**６．編集委員長の任務**

６－１ 編集委員長は編集委員のなかから互選によって選出される。

６－２ 編集委員長は本誌の委員会の諸業務を統括する。

６－３ 編集委員長の任期は 3 年を原則とし、再任をさまたげない。

**７．編集委員会、編集委員会事務局の業務**

７－１ 編集委員会は編集委員長が招集する。

７－２ 編集業務はオンライン（メール）で作業を進めていく。

７－３ 年度に少なくとも 3 回招集し、査読委員、編集会議を開催して採否を決定する。

７－４ 編集委員長は編集委員会事務局内に編集委員１名を幹事として任命する。

７－５ 幹事は編集委員会で決定された審査論文の送付や審査結果の取りまとめなどを行う。また、本誌出版に関連する連絡業務などを担当する。

2019.12.1 作成

**『新世紀人文学論究』査読規程**

**１．論文投稿の締切り、刊行時期**

１－１ 本誌は年 1 回、1月31日に刊行する。

１－２ 投稿は随時可能とし、毎年 10月末日を締め切りとする。

**２．査読の日程**

編集委員会は概ね以下の日程で査読に関する業務を行う。

⑴ 査読依頼 11月 10 日前後

⑵ 査読締切 11月 30 日

⑶ 結果通知 12月 10 日

⑷ 入稿印刷 1月 10 日

**３．査読の要領**

３－１ 編集委員会は投稿論文の分野などを考慮し、編集委員 1 名、査読委員 1 名、合計 2 名に論文審査を依頼する。

３－２ 査読担当者は、投稿者に対し利害関係がなく客観的な立場を取りうるものとする。 ３－３ 査読担当者は審査要領にもとづき、公正な審査を行う。審査担当者は投稿者には非公開とする。投稿者も非公開とする。

３－４ 編集委員会は査読担当者の審査報告書にもとづき、当該論文の採否を決定する。

３－５ 査読担当者 2 名の判断が極端に分かれた場合、編集委員長により、第 3 の査読担当者を依頼するものとする。

**４．査読の基準、要領**

４－１ 審査においては以下のいずれかに該当する論文であるかが重視される。

⑴ 当該研究の研究誌、および研究状況をふまえ、その領域で新しい地平を開拓する論文であること。

⑵ 新しい研究領域、問題を提起し、新しい研究方法を切り拓く論文であること。

⑶ 研究上、有益な資料を発掘し、意味づけが行われている論文であること。

⑷ 向後の研究の発展に寄与貢献すると見做しうる論文であること。

４－２ 査読は以下の基準にもとづき行われる。

⑴ 「論文の目的と動機の明確性」「論文の創意・独自性、内容の充実度」「参考文献の活用度 および結果の学界貢献の見通し」「論旨展開の整合性」「用語の統一性、適切性、投稿規程 の遵守、適合性」の五項目をそれぞれ 20 点配点、90 点以上をＡ（優れている）、80 点以上 をＢ（問題がない）、65 点以上をＣ（問題がある）、65 点未満をＤ（不採用）とし、コメン トを附す。以上は審査票に記入後、提出のこと。

**５．査読結果の通知、採用証明書の発行**

５－１ 査読結果と投稿者への通知については以下のように対応する。

Ａ：このまま掲載可。ただし字句、表現などの修正を求める場合がある。

Ｂ：修正後採用とする。再査読は行わない。

Ｃ：修正再査読によりＢ以上を採用とする。

Ｄ：不採用とする。

掲載決定された論文に対し、採用証明書発行の依頼があれば編集委員会の確認を経て、委員長の名前で発行する。

2019.12.1 作成

**『新世紀人文学論究』論文投稿規程**

**１．本誌編集の趣旨**

本誌は言語、文学、歴史に関し学際的な立場から新しい人文学研究に取り組む学術誌である。 考察の対象、分野に制限はないが、つねに今世紀の諸問題の解決に寄与する問題提起の論文を掲載する。 原稿の種別は「論文」「研究ノート」「記録」「書評」「資料紹介」とする。なお、「研究ノー ト」は萌芽的研究、中間報告的な内容と判断された論考であること。また、「研究ノート」も「書評」も論文の一部としてあつかう。いずれも未発表の原稿に限る。

**２．投稿資格**

「論文」「研究ノート」「記録」「書評」「資料紹介」のいずれにおいても投稿者の資格、国籍、国内外を問わない。

**３．使用言語**

日本語で作成することを原則とするが、内容によっては他言語論文も掲載する。その場合、日本語による要約を附すことを義務付ける。

**４．原稿の提出**

メールによる投稿先は以下の宛先とする

九州産業大学「新世紀人文学論究」編集委員会事務局

⑴ 原稿

⑵ 論文の場合は英語による 200 ワード前後の要旨を附す。[自由]

⑶ 論文の場合は日本語、英文によるキーワードをそれぞれ５つを附す。[自由]

⑷ いずれの種別も英文タイトルと英文執筆者名。[必須]

⑸ 投稿者の所属機関。[必須]

⑹ 大学院生の場合は、指導教員の推薦書（書式自由）を必要とする。

**５．電子公開**

５－１ 本誌に掲載された論文は原則としてすべて電子公開する予定である。投稿者は特別の事由のないかぎり、これに同意するものとする。

５－２ 引用する図版、写真等については、投稿採用後に投稿者自身が責任を持って公開の許諾 をとっておくこと。

2019.12.1 作成

**『新世紀人文学論究』投稿原稿作成要領**

**１．原稿の使用言語、分量、形式**

⑴ 使用言語は原則として日本語とする。

⑵ 研究論文は 12,000字 から 20,000 字とする。

⑶ 研究ノート、エッセイ、書評は 12,000 字以内とする。

⑷ 原稿は原則として横書きとする。

⑸ 手書き原稿は原則として受け付けない。

⑹ 論文に対する著作権、所有権、引用などに係る問題は、すべて投稿者の責任において対処し、剽窃、盗用問題の大きな社会性を鑑み、研究倫理を遵守すること。

**２．英文タイトル、英文要旨、およびキーワード（日本語/英語）**

⑴ 英文タイトルは日本語タイトルの下に、それぞれ中央に置く。同様に英文氏名は日本語氏 名の下にそれぞれ右寄せに置く。英文書体は century を用いる。なお主タイトルは 14 フォ ント、副題は 12 フォントとし、ゴチック体を用いない。英文はいずれも century を用いる。 数字、英文は半角とする。

⑵ 英文要旨は執筆者氏名の後におき、200 ワード前後とする。

⑶ キーワードは検索の便宜のために附すもので、日本語、英語の順で、5 つとする。

**３．原稿の書式、体裁**

⑴ 原稿はＡ４用紙横書きを原則として、42 字 32 行、ＭＳ明朝体 10.5 フォントの仕様とする。 原則として 16 枚以内。天地は 25/30mm,左右スペースは 25/25mm とする。

⑵ ページ番号を下方中央に附す。

⑶ 数字はアラビア数字とする。原則として century を用い、ＭＳ明朝を用いない。

⑷ 読点は「、」とし、句点は「。」とする。「，」、「．」は用いない。

⑸ 文中にダッシュを用いる場合は 2 字分をとる。ダッシュの前後にスペースを空けない。例： 東南アジアにおいて――とりわけ島嶼においては――、

⑹ 段落は一字下げとする。

⑺ 引用部分は前後に 0.5 行の空間を用いて冒頭 1 字下げ 3 字を左にとり、2 行目は 2 字分を 空けて右寄せとする。

⑻ 引用中、誤字その他をそのまま表記する際は当該文字の上に（ママ）とルビを表記する。

⑼ 註は末尾註とし、脚註としない。また、本文中には右肩に数字を置くものとし、句読点が ある場合はその内側におく。

⑽ 註は本文のあと一行空けて置き、その後に同じく一行空けて参考文献、出典とする。

⑾ 註、参考文献、備考、謝辞などは 10 フォントとする。

⑿ 参考文献は著者五十音順とし、（発行西暦年）「論文名」または『書名』、刊行機関または出版社とし、論文の場合は掲載雑誌名を『』、巻号と掲載頁を 11-25 のように記す。

 例 小平四郎（2001）「『吾輩は猫である』にあらわれた擬態語」、『新文学研究』3-5、 四国比較文学会 56-78

\*「編集委員会規定」「査読規定」「投稿規定」「原稿作成要領」については、『跨境/日本語文学研 究』（高麗大学日本研究センター）、『植民地教育史研究年報』（日本植民地教育史研究会）の諸規定をはじめ、主要学術誌を参考にした。

\*不定期に特集号を編み、また特化した内容を別冊（新世紀人文学叢書）として刊行する。

2019.12.1 作成